



2019年6月12日号
VOL.136

- INDEX**
- ◆ 15年を振り返って
 - ◆ どうなる!? 民法改正
 - ◆ 税理士・社労士の試験って?
 - ◆ セミナーのご案内



今と変わらない笑顔!
(法人設立記念式典
打ち合わせ時の代表)

＊ ＊ 15年を振り返って ＊ ＊

拝啓 降りそそぐ日差しに夏の訪れを感じる頃となりました。
皆様には平素からご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

時の経つのは早いもので弊社も平成16年4月30日の設立から早や15年が過ぎ、奇しくも、「令和」という新しい天皇・元号と共に16年目がスタートいたしました。

創業時の代表社員である池田稀信の事務所を母体とし、そこに前代表社員である堀井利明と私が合流する形で「税理士法人あおば」は始まりました。これまでに三瀬、松尾という2名の税理士の加入があり、その他にも多くの社員や職員との出会いと別れがありました。そのような新陳代謝を繰り返すことで少しずつではありますが理想とする形に近付いていると思っております。

このように無事に15年を過ごさせていただけたのも関与先の皆様の支えがあつてのことと感謝しております。そこで、その感謝の意を込めまして9月7日の土曜日に15周年の小宴を企画いたしました。また、平成20年から始まった「あおばセミナー」も9月開催分で100回を数えます。創立15周年とセミナー開催100回の2つの記念として外部から講師を招き少し大きなセミナーを併せて開催する予定です。

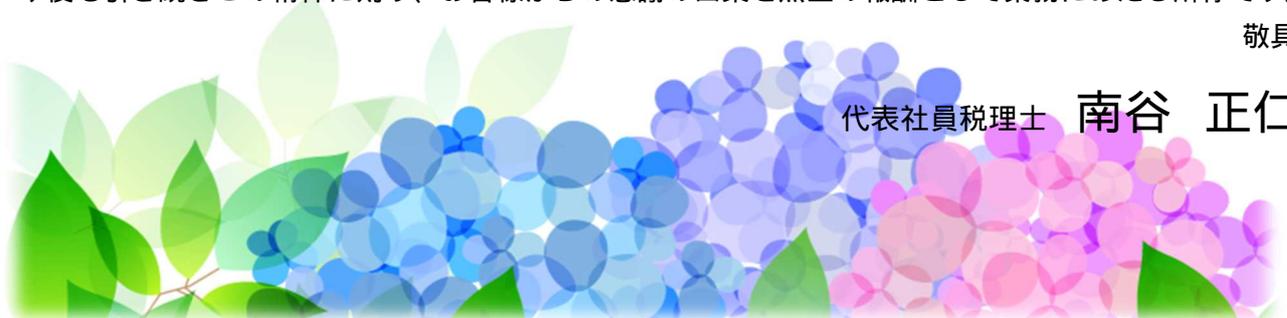
テーマは「生きる」とし、人も企業も何か意味をもってこの世に生を受け、これからもその目的を達成すべく生き続けていかななくてはなりません。今何を思って何をすべきかをもう一度考えていただく機会となればと思っております。

15年という時の中で共に生きた皆様と一緒に今後を考える時間を共有できればこの上ない幸せに存じます。ご多忙の折とは存じますが是非ともご参加くださいますようお願いいたします。

設立当初からの社是である【学習・親切・よろこび】の精神を今に受け継ぎ、常に学習を怠らず様々な知識を習得し、その知識と税理士としての見識をもって関与先の皆様に親切・丁寧に接することでご満足いただけることを最大のよろこびとして業務に取り組んでまいりました。ただ、仮想通貨・AI・インバウンドなど当時にはなかった様々な事象により経済や社会環境はめまぐるしく変化しています。今後も引き続きこの精神に則り、お客様からの感謝の言葉を無上の報酬として業務にあたる所存です。

敬具

代表社員税理士 南谷 正仁



2019年より施行
どうなる!? 民法改正

磯野家の相続～遺留分制度の見直し



相続相談手帖第37話
(平成30年11月発行)で紹介しました!

令和15年6月10日、ある居酒屋でのカツオと中島の会話



「おい、磯野! どうしたんだよ。どうにも浮かぬ顔して」



「なあ、中島、聞いてくれよ。おやじが遺言書を残してくれたんだけど・・・。」

無二の友人である中島と立ち寄った居酒屋で酒を酌み交わす中、カツオは重く暗いオーラを醸し出していました。

カツオに何があったのか! ?

「おやじは、磯野家の長男として、大部分の財産を俺に残してくれたんだけど、ワカメが『遺留分』を請求してきてるんだ。しかも、15年前におやじから贈与してもらった財産までも、遺留分の対象として請求してきてるんだよ。」

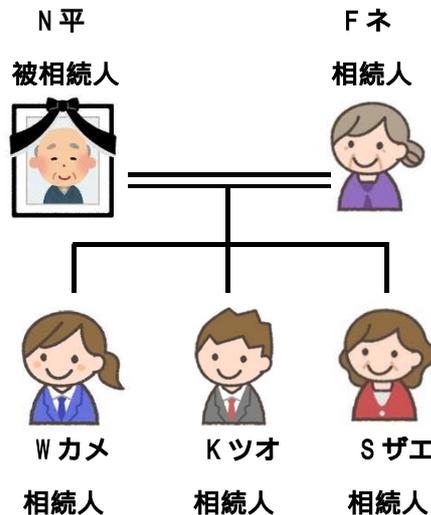


「磯野、確かに『遺留分』に相当する金額は金銭で、ワカメちゃんに払う必要はあるけど、15年前の生前贈与は遺留分の計算対象外だから、その分について払う必要ないぜ。」

「おい! 中島、ちょっと待て、その話はホントかよ! ?」



【被相続人】死亡して遺産を残した(財産を所有していた)人
【相続人】相続によって遺産を受け継ぐ権利を持ち得ている人



解

遺留分とは、被相続人が遺言によっても自由に処分できない財産の割合で、相続人に対して「最低限残さなくてはならない遺産の部分」のことです。

説

遺留分の計算

相続スタート時に存在する財産 + 生前贈与 - 債務 = 遺留分算定の対象となる財産

(改正前の取り扱い)

上記の生前贈与は何年も前の贈与も年数の制限に関係なく、遺留分の算定基礎財産に加算されていました。

(改正後の取り扱い) 令和元年7月1日より施行

遺留分算定の基礎となる相続人への贈与は10年以内のものに限ると制限されました。

今後、相続(もめない)対策・相続税(節税)対策において、遺言書と生前贈与の活用は、より一層、重要性をもつと考えます。

この改正により、カツオはワカメに15年前に贈与を受けた財産に対して遺留分を支払う必要はありません。

そういえば...



税理士試験・社労士試験って、どんな試験??

弊社の職員は税理士になるべく、日々勉強に励んでいます。その資格試験がいよいよ8月に迫ってきました。今回は、税理士試験についてご紹介します。他の資格との違いがわかると面白いのでは?と、社会保険労務士試験についてもご紹介しますので、是非ご一読ください。



税理士のバッジは桜の花がモチーフ。旧大蔵省のシンボルだとか

試験科目

会計科目「簿記論」「財務諸表論」
税法科目「法人税法」「所得税法」「消費税法」などの国税・地方税に関する税法9科目
合計11科目のうち、必須科目を含めた5科目に合格することで税理士試験合格となります。(一度合格した科目は生涯有効)

勉強方法は?

試験は1科目につき2時間で行われ、選択形式の出題はほとんど無く、簿記論は計算問題を主とした出題、その他の科目は理論(税法条文)と計算が半分ずつ出題されます。理論は各科目薄い文庫本を1冊丸暗記するようなイメージです。(これをいかに乗り切るかがポイントです!) 年に一回(例年8月1週目から2週目あたりに開催)しかチャンスのない試験ですので受験生は1年間の勉強の成果を、凄まじい緊張感の中で試験問題にぶつけるのです。

合格率って

1科目あたりの合格率は10%前後ですので5科目の最終合格率は2%ともいわれたりもしますが、5科目同時合格は求められませんので1科目1科目を数年かけ積み重ね5科目取得を目指すことが可能です。ですので、税理士試験は「忍耐の試験」や「努力の試験」ともいわれます。決して「天才・秀才・才能の試験」ではないのです。一方「努力」なしでは決して合格はあり得ない試験なのです。税理士資格は努力の証明! 取得しがいのある資格だと思いませんか?

山田 佑貴



続いて 社労士試験とは



バッジは16弁剣菊にSRの文字(S=社会保険、R=労務士)

受験資格 4年制大学卒業または行政書士資格を有することなど

受験のチャンス 8月の最終日曜日

試験科目 全8科目

労働法分野: 労働基準法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法・雇用保険法・労働保険徴収法・労働に関する一般常識

社会保険分野: 健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法・社会保険に関する一般常識

試験は**マークシート式**です。

午前2時間の選択式問題(穴埋め問題)8問、午後4時間の択一問題70問×5で構成されています。

試験当日・・・

試験は、科目ごとに行われるのではなく、**すべての科目を一度に受験**します。点数配分は選択式で40点、択一式で70点、合計110点満点です。午前中の選択式はともかく、午後の択一式は「地獄」です。**まず4時間ぶっ通し(休憩なし)なので、座り続けること自体が大変です**(受験会場は大学の講義室を借りているので**座面が硬い! おしり痛い!**)。択一試験の1問は5つの選択肢から正しい答えを選びますが、当然法律文ですので読みこなすのが大変です。その文章を70問×5の**350個につき正否を判断します**。最後の1時間はまるで修行のようです。精神力が勝敗を分けます。それに、「重箱の隅をつつく」どころか宇宙の果てのどこから引っ張ってきたのではないかというような聞いたこともない難しい言葉が出てきたりします。当然勉強用のテキストには間違っても出ているようなことはありません。また、「**白書**」問題は**範囲が広すぎて何が出るかわからず、運を天に任すか、試験会場で鉛筆転がそうかと思うくらいです(実際に転がしました!)**。合格基準はおおよそ6割から7割の正答率で毎年合格点数が変わります。また、科目ごとの最低点数が設定されていて、いわゆる「足きり」があります。合格率が低いので「カンニングはムダ」と言われています。隣の人はきっと落ちるから

中川 悦

合格率は、5%から9%..

私(中川)が受験したときは7.5%でした..

詳細は別途送付予定!

感謝
あおば
十五周年
税理士法人あおば

創立十五周年&セミナー百日記念講演会
日付 令和元年九月七日(土) 場所 ホテル日航奈良

セミナー
緊急告知

第99回あおばセミナーのご案内

流動的な情報も交錯しているところですが、予定通りにいけば10月に消費税率が10%に引き上げられます。

今回の税率改正を皮切りに、インボイス制度の導入や軽減税率、経過措置の適用など、税率アップ以外にも様々な措置が取られます。

そこで「今後10年の消費税をめぐる動向と対応策」と題し、消費税をめぐる今後の展開と実務上の対応策をご説明させていただきます。

【日時・場所】

令和元年7月11日(木)

午後6時開演 午後7時30分終了予定

税理士法人あおば 3階セミナールーム

【テーマ】

「今後10年の消費税をめぐる動向と対応策」

【講師】

税理士 松尾 潤

「第2回 日経 不動産活用・相続対策フォーラム」にて三瀬が講演します!!

日時 令和元年6月23日(日)

下写真の通り

場所 大阪産業創造館3階・4階

13:10~13:40
災害に強い賃貸住宅について

大成建設ハウジング 営業推進部
部長

十田 実樹氏



14:10~14:40
地主向け 誰も教えてくれない「価値」ある
不動産承継のための相続税対策
税理士法人あおば 税理士

三瀬 義男氏



15:15~15:45
不動産オーナーなら知っておきたい、
資金繰りと融資のポイント
スリーアローズ税理士事務所 代表税理士

三矢 清史氏



税理士法人 あおば

発行責任者 南 谷 正 仁

本 店

〒632-0071 天理市田井庄町 528

TEL 0743-63-2361 FAX 0743-63-6223

大阪事務所

〒550-0012 大阪市西区立売堀1-1-1 立売堀1番館4階

TEL 06-6541-6790 FAX 06-6541-6789

URL <http://www.aoba-atm.com>

E-mail info@aoba-atm.com

